



地下水質保全推進費

平成28年度要求額
61百万円（18百万円）

背景・目的

①②水質汚濁防止法に基づく、地下水の水質の汚濁の状況の常時監視結果から、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下「硝酸性窒素等」という。）は、環境基準超過率が高く、対策が急務である。

平成27年7月10日に策定された水循環基本計画に基づき地下水マネジメントを実施するに当たっては、地域における関係者の合意形成が必要となるが、地下水の収支・挙動や汚染メカニズム、取組効果等が見えないことが合意形成の足かせになっている。そのため、国としては、汎用性のある地域関係者が使用可能なシミュレーションモデルを構築する等、地域の関係者の取組を推進することが必要不可欠である。

③平成23年水質汚濁防止法の改正により、有害物質使用・貯蔵施設等に対し構造基準が適用。この構造基準の適用要件を兼ねている「有害物質を含む」水の基準（以下「地下浸透基準」）について、妥当性を検証すべきとの答申が出され、地下浸透基準のあり方について検証・見直しを行った上で、最適化を行うことが急務である。

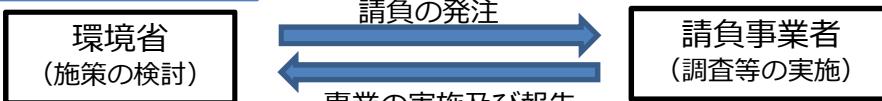
事業概要

①全国の地下水質測定結果をとりまとめ、汚染原因等の分析と結果の公表をする。

②シミュレーションモデルの構築、また実例の収集整理分析を中心とした「硝酸性窒素等地域総合ガイドライン」の策定に向けた検討を行う。

③地下浸透基準の最適化のため、有害物質の挙動等の知見の収集と、見直しを含めたあり方を検討する。

事業スキーム



期待される効果

- ①全国の地下水質の汚染状況を把握できる。
- ②地域における地下水マネジメントの実現により、国民共有の貴重な財産である地下水の価値を向上し、地域活性化に資する。
- ③地下浸透規制制度の適正化をすることで、健全な地下水環境の維持ができる。

事業目的・概要等

イメージ

①地下水汚染の把握

硝酸性窒素等の汚染

事業場からの地下水汚染

水循環基本計画 の策定

②地下水の挙動の 可視化、地域の関 係者が使用可能な モデルの構築

ガイドライン 策定・展開

平成23年水質汚 濁防止法の改正 による施設への 構造基準の適用

③地下浸透規制 制度の最適化

地域における地下
水マネジメントの実現

健全な地下水環境
の維持

国民の健康の保護
・生活環境の保全